

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案

令和5年(2023年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(札幌市立学校設置条例の一部改正)

第1条 札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表中

「

札幌市立真駒内公園小学校	札幌市南区真駒内曙町2丁目
札幌市立真駒内桜山小学校	札幌市南区真駒内泉町3丁目

」

を

「

札幌市立真駒内公園小学校	札幌市南区真駒内曙町2丁目
--------------	---------------

」

に改め、別表(2)中学校の表中

「

札幌市立常盤中学校	札幌市南区常盤2条2丁目
札幌市立真駒内中学校	札幌市南区真駒内幸町3丁目

」

を

「

札幌市立常盤中学校	札幌市南区常盤2条2丁目
-----------	--------------

」

に改め、別表(3)義務教育学校の表中

「
札幌市立義務教育学校定山溪学園 | 札幌市南区定山溪温泉西1丁目
」

を

「
札幌市立義務教育学校定山溪学園 | 札幌市南区定山溪温泉西1丁目
真駒内地区新設義務教育学校 | 札幌市南区真駒内泉町3丁目
」

に改める。

(札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和5年条例第10号)
の一部を次のように改正する。

別表(3)義務教育学校の表の改正規定中「定山溪地区新設義務教育学校」を
「札幌市立義務教育学校定山溪学園」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公
布の日から施行する。

(理 由)

義務教育学校として真駒内地区新設義務教育学校を設置し、これに伴い、真
駒内桜山小学校及び真駒内中学校を廃止するほか、定山溪地区新設義務教育学
校の正式名称を定めるため、本案を提出する。